

別表1 特定調達品目および試行調達品目の判断の基準等（令和6年度版）

（特定調達品目）

分野	品目	調達目標
1 物品	紙類 文具類 オフィス家具等 画像機器等 電子計算機等 オフィス機器等 移動電話等 家電製品 エアコンディショナー等 温水器等 照明 自動車等 消火器 制服・作業服等 インテリア・寝装寝具 作業手袋 その他の繊維製品 災害備蓄用品 ごみ袋等 雑貨類 印刷物	グリーン購入判断基準に基づく調達率 100%
2 設備	太陽光発電システム	100%(調達にあたってはすべて判断の基準を満たすこと)
3 公共工事	資材、建設機械、工法、目的物	事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、積極的な調達を推進します。
4 役務	食堂	庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂については、生ごみ等の発生の抑制、廃食油の再生利用、減容・減量、食品ロスの削減、ワンウェイのプラスチック製容器等の使用削減等について適正な取組が行われるよう要請します。

4 役務	庁舎等において営業を行う小売業務	県庁舎で経営している売店に対して、ワンウェイのプラスチック製品および容器包装の廃棄物の排出抑制、食品ロスの削減等の適正な取組が行われるよう要請します。
------	------------------	---

(試行調達品目)

分野	品目	調達目標
☆5 農産物	米・大豆・野菜・果樹・茶およびその加工食品	当面は設定しません。
☆6 農業用資材	農業用プラスチック資材等	〃
☆7 公共工事用資材	別表に掲げる品目	〃
☆8 物品	バイオ燃料・ヨシ紙・びわ湖材を用いた製品	〃
☆9 役務	電力・自動車専用タイヤ更生・自動車整備・庁舎管理・植栽管理・加煙試験・清掃・タイルカーペット洗浄・機密文書処理・害虫防除・輸配送・旅客輸送・省エネルギー診断・クリーニング・飲料自動販売機設置・引越輸送・会議運営・印刷機能等提供業務	〃
☆10 設備	太陽熱利用システム・燃料電池・エネルギー管理システム・生ごみ処理機・節水器具・給水栓・日射調整フィルム・テレワーク用ライセンス・Web会議システム	〃

試行調達品目・・・☆マーク

特定調達品目に準じて重点的に調達を推進する必要のあるもので、調達目標は定めないものとする。

1 物品

(1) 品目および判断の基準等

印刷物以外	<p>【判断の基準】 グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「判断の基準」を準用</p> <p>【参考事項】 以下の表のマークを参考に購入すること</p>
印刷物	<p>【判断の基準】 紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の一般的な印刷物を印刷する場合には、印刷・情報用紙に係る判断の基準を満たし、かつ、紙へのリサイクルにおいて阻害要因とならない用紙が原則として使用されていること。ただし、印刷物の用途、目的から使用の必要がある場合や冊子形状の印刷物の表紙および仕切紙に使用する場合はこの限りでない。</p>

分野	特定調達品目		参考となる環境ラベル	
紙類	情報用紙	コピー用紙	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】	
		フォーム用紙		
		インクジェットカラープリンタ用塗工紙		
	印刷用紙	塗工されていない印刷用紙		
		塗工されている印刷用紙		
	衛生用紙	トイレトペーパー		
ティッシュペーパー				
文具類	シャープペンシル		エコマーク 【(公財) 日本環境協会】	
	シャープペンシル替芯 <判断の基準は容器に適用>			
	ボールペン			
	マーキングペン			
	鉛筆			
	スタンプ台			
	朱肉			
	印章セット			
	印箱			
	公印			
	ゴム印	消しゴム <判断の基準は巻紙またはケースに適用>		エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
		回転ゴム印		
		定規		
		トレー		
		消しゴム <判断の基準は巻紙またはケースに適用>		

ステープラー (汎用型)	
ステープラー (汎用型以外)	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状) <判断の基準は容器に適用>	
クラフトテープ	
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ <判断の基準はテープ基材に適用>	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム <判断の基準は容器に適用>	
鉛筆削 (手動)	
OA クリーナー (ウェットタイプ) <判断の基準は容器に適用>	
OA クリーナー (液タイプ) <判断の基準は容器に適用>	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OA フィルター (枠あり)	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHP フィルム	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
絵筆	
絵の具 <判断の基準は容器に適用>	

	墨汁 ＜判断の基準は容器に適用＞	
	のり（液状）（補充用含む。） ＜判断の基準は容器に適用＞	
	のり（固形） ＜判断の基準は容器・ケースに適用＞	
	のり（テープ） ＜判断の基準は容器・ケースに適用＞	
	ファイル	
	バインダー	
	ファイリング用品	
	アルバム	
	つづりひも	
	カードケース	
	事務用封筒（紙製）	
	窓付き封筒（紙製）	
	けい紙	
	ノート	
	パンチラベル	
	タックラベル	
	インデックス	
	付箋紙	
	付箋フィルム	
	黒板拭き	
	ホワイトボード用イレーザー	
	額縁	
	テープ印字機等用カセット	
	テープ印字機等用テープ	
	ごみ箱	
	リサイクルボックス	
	缶・ボトルつぶし機（手動）	
	名札（机上用）	
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
	鍵かけ（フックを含む。）	
	チョーク	
	グラウンド用白線	
	梱包用バンド	
オフィス	いす	エコマーク
家具等	机	【(公財) 日本環境協会】

	棚	J O I F Aグリーンマーク 【(一社) 日本オフィス家具協会】
	収納用什器 (棚以外)	
	ローパーティション	
	コートハンガー	
	傘立て	
	掲示板	
	黒板	
	ホワイトボード	
	個室ブース	
	ディスプレイスタンド	
画像機器等	コピー機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 国際エネルギースタープログラム
	複合機	
	拡張性のあるデジタルコピー機	
	プリンタ	【(一財) 省エネルギーセンター】
	プリンタ複合機	
	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラム 【(一財) 省エネルギーセンター】
	スキャナ	
	プロジェクタ	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	トナーカートリッジ	
	インクカートリッジ	
電子計算機等	電子計算機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 省エネラベリング制度 【(一財) 省エネルギーセンター】 国際エネルギースタープログラム 【(一財) 省エネルギーセンター】
	磁気ディスク装置	
	ディスプレイ	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 国際エネルギースタープログラム 【(一財) 省エネルギーセンター】
	記録用メディア	
	電子式卓上計算機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
オフィス機器等	シュレッダー	なし
	デジタル印刷機	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	掛時計	
	電子式卓上計算機	

	一次電池または小形充電式電池	J I S マーク
移動電話	携帯電話	モバイル・リサイクル・ネットワーク 【(一社)電気通信事業者協会】
	P H S	
	スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫	統一省エネラベル 【(一財)省エネルギーセンター】
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	エコマーク 【(公財)日本環境協会】 統一省エネラベル 【(一財)省エネルギーセンター】
	電気便座	統一省エネラベル 【(一財)省エネルギーセンター】
	電子レンジ	省エネラベリング制度 【(一財)省エネルギーセンター】
エアコン ディショ ナー等	家庭用エアコンディショナー	<家庭用エアコン> 統一省エネラベル 【(一財)省エネルギーセンター】
	業務用エアコンディショナー	<業務用エアコン> なし
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	J I S マーク
	ストーブ	省エネラベリング制度 【(一財)省エネルギーセンター】
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	<家庭用> 省エネラベリング制度 【(一財)省エネルギーセンター】 <業務用> なし
	ガス温水機器	省エネラベリング制度 【(一財)省エネルギーセンター】
	石油温水機器	
	ガス調理機器	
照明	LED 照明器具	なし
	LED を光源とした内照式表示灯	
	蛍光ランプ (大きさの区分 40 形直管蛍光ランプ)	
	電球形 LED ランプ	エコマーク 【(公財)日本環境協会】
自動車等	乗用車	<ガソリン車・ディーゼル車 (クリーンディーゼル自動車を除く。)・L P ガ

	小型バス	ス車> 自動車燃費性能評価・公表制度
	小型貨物車	【国土交通省】 低排出ガス車認定制度
	バス等	【国土交通省】 <電気自動車・天然ガス車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・燃料電池車・水素自動車・クリーンディーゼル自動車>
	トラック等	なし
	トラクタ	なし
	乗用車用タイヤ	低燃費タイヤ統一マーク 【(一社) 日本自動車タイヤ協会】 エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
	2サイクルエンジン油	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
消火器	消火器	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】
制服・作業服等	制服	エコマーク
	作業服	【(公財) 日本環境協会】
	帽子	エコ・ユニフォームマーク 【日本被服工業組合連合会】
	靴	PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
インテリア・寝装寝具	カーテン	エコマーク
	布製ブラインド	【(公財) 日本環境協会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	金属製ブラインド	なし
	タフテッドカーペット	
	タイルカーペット	エコマーク
	織じゅうたん	【(公財) 日本環境協会】
	ニードルパンチカーペット	PET ボトルリサイクル推奨マーク
	毛布	【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	ふとん	
	ベッドフレーム	エコマーク 【(公財) 日本環境協会】 フレームマーク 【全日本ベッド工業会】

	マットレス	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 衛生マットレスマーク 【全日本ベッド工業会】
作業手袋	作業手袋	エコマーク 【（公財）日本環境協会】
その他の 繊維製品	集会用テント	エコマーク 【（公財）日本環境協会】 PET ボトルリサイクル推奨マーク 【PET ボトルリサイクル推進協議会】
	ブルーシート	
	防球ネット	
	旗	
	のぼり	
	幕	
	モップ	
災害備蓄 用品	災害備蓄用飲料水	なし
	アルファ化米	
	保存パン	
	乾パン	
	レトルト食品等	
	栄養調整食品	
	フリーズドライ食品	
	非常用携帯燃料	
	携帯発電機	
	非常用携帯電源	
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	なし
雑貨類	石けん	エコマーク 【（公財）日本環境協会】
印刷	印刷物	なし

備考)

- 1 調達手続きの簡素化を図るため、「参考となる環境ラベル」の表示のある製品についても、判断の基準に適合する物品とみなす。ただし、「省エネラベリング制度」、「統一省エネラベル」、「自動車燃費性能評価・公表制度」、「低排出ガス車認定制度」、「低燃費タイヤ統一マーク」、「JIS マーク」の各環境ラベルについては、一定の基準を満たすものに限る。
- 2 滋賀県リサイクル認定製品については、特定調達品目に該当しないものもあるが、特定調達品目として判断の基準に適合する物品とみなす。

(2)調達目標

グリーン購入判断基準に基づく調達率 100%

2 設備

(1) 品目および判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。②太陽電池モジュールおよび周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。③発電電力量等が確認できるものであること。④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率および2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。⑧修理および部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①修理および部品交換が容易である等長期間の使用が可能となる設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示する等、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。③設備撤去時には、撤去事業者または排出事業者による回収および再使用または再生利用が可能であり、再使用または再生利用されない部分については適正処理が可能であること。④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収およびリサイクルシステムがあること。⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。
-----------	---

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

- 2 「太陽電池モジュールのセル実行変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／（太陽電池セルの合計面積×放射照度）

太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数

放射照度＝1000W/m²

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験および形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。
- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ 調達にあたっては、発電にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置にあたっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。
- ウ 太陽光発電システムの導入にあたっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
- エ 調達にあたっては、設置事業者へ設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。
- オ 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。
- カ 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。
- キ 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用または再生利用に努めることとし、再使用または再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.00%
シリコン多結晶系太陽電池	15.00%
シリコン薄膜系太陽電池	8.50%
化合物系太陽電池	12.00%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池 モジュール	発電電力量の推定方法 の提示（基準状態）	年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池およびパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件および要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
	気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）	
	その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）	
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式 等
	連係保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュールおよび周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等） 等
	保証体制	保証履行期限 等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用し

用		た部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供しているまたは提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供しているまたは提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理にあたって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供しているまたは提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供しているまたは提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

(2) 調達目標

100%(調達にあたってはすべて判断の基準を満たすこと)

3 公共工事

(1) 品目および判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材(材料および機材を含む)、建設機械、工法または目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材(材料および機材を含む)の梱包および容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

注) 義務付けにあたっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1

●資材、建設機械、工法および目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリートおよびコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	

公共工事	資材	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	表 2
		塗料	下塗用塗料（重防食）	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	パークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
		道路照明	LED 道路照明	
		中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
		タイル	セラミックタイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		製材等	製材	
			集成材	
			合板	
			単板積層材	
			直交集成板	
		フローリング	フローリング	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
		ビニル系床材	ビニル系床材	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		変圧器	変圧器	
		空調用機器	吸収冷温水機	
			氷蓄熱式空調機器	
			ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
			送風機	
			ポンプ	

公共工事	資材	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	表 2
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置およびその組み込み小便器	
			洋風便器	
		コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠			
	建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
		—	低騒音型建設機械	
	工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表 4
		建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
		コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
		舗装（表層）	路上表層再生工法	
		舗装（路盤）	路上再生路盤工法	
		法面緑化工法	伐採材または建設発生土を活用した法面緑化工法	
		山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物		舗装	排水性舗装	
		透水性舗装		
	屋上緑化	屋上緑化		

表 2 【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥や採石廃土等から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有および溶出については、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）および「土壤の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p>

盛土材等	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p> <p>備考)</p> <p>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p> <p>備考)</p> <p>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
	銅スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>備考)</p> <p>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>

<p>コンクリート用スラグ骨材</p>	<p>電気炉酸化スラグ骨材</p>	<p>【判断の基準】 ○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂または砕石の一部または全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p> <p>備考) JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
<p>アスファルト混合物</p>	<p>再生加熱アスファルト混合物</p>	<p>【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p>
	<p>鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物</p>	<p>【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p> <p>備考) 「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
	<p>中温化アスファルト混合物</p>	<p>【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を 30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</p> <p>備考) 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。</p>
<p>路盤材</p>	<p>再生骨材等</p>	<p>【判断の基準】 ○コンクリート塊またはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p>
	<p>鉄鋼スラグ混入路盤材</p>	<p>【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。</p>

小径丸太材	間伐材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れまたは割れ等の欠陥がないこと。</p> <p>②原則として、びわ湖材（産地証明付県産材）であること。</p> <p>③林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>備考)</p> <p>間伐材の原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、「びわ湖材産地証明制度」により証明された木材は本基準を満たす。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p>
混合セメント	高炉セメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。</p> <p>備考)</p> <p>「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定されるB種およびC種に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
	フライアッシュセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。</p> <p>備考)</p> <p>「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるB種およびC種に適合する資材は、本基準を満たす。</p>
セメント	エコセメント	<p>【判断の基準】</p> <p>○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1tにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。</p>

セメント	エコセメント	備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物またはコンクリート製品において使用するものとする。 2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。			
コンクリートおよびコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。 備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。			
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転炉スラグ (鉄鋼予備処理スラグを含む)</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </tbody> </table> 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元および販売元を把握できるものであること。	種類	転炉スラグ (鉄鋼予備処理スラグを含む)	電気炉酸化スラグ
種類					
転炉スラグ (鉄鋼予備処理スラグを含む)					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、 1 m^3 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。			
塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 ○鉛またはクロムを含む顔料が配合されていないこと。			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤 (VOC) の含有率 (塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合) が 5% 以下であること。			
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80% 以上であること。			

塗料	高日射反射率塗料	<p>表 近赤外波長域日射反射率</p> <table border="1" data-bbox="592 199 1326 398"> <thead> <tr> <th>明度 L*値</th> <th>近赤外波長域日射反射率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0 以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>40.0 を超え 80.0 未満</td> <td>明度 L*値の値</td> </tr> <tr> <td>80.0 以上</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。 2 近赤外波長域日射反射率、明度 L*値、日射反射率保持率の測定および算出方法は、JIS K 5675 による。 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675 に適合する資材は、本基準を満たす。 	明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)	40.0 以下	40.0	40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値	80.0 以上	80.0
明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)									
40.0 以下	40.0									
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値									
80.0 以上	80.0									
防水	高日射反射率防水	<p>【判断の基準】</p> <p>○近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること。</p> <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率が高い顔料が防水層の素材に含有されているものまたは日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上、屋根等において使用されるものとする。 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準ずる。 								
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)の規定に従い、製品または使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。 <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に関する規定に従い、製品または使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>								

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	別表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石および窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化または熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																							
採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		熔融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有および溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考)</p> <p>判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物，下水汚泥またはそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材）に定める基準による。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥																		
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																								
下水道汚泥																									

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さまたは木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さまたは木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下 <p>（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</p> <p>備考）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。 2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条および第25条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和61年農林水産省告示第284号）に適合するもの。
道路照明	LED道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p>

道路照明	LED 道路照明	<p>ア 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ LEDモジュールおよびLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ LED モジュールおよび LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 90,000 時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア 標準皮相電力が表 3 に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ LED モジュールおよび LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 75,000 時間以上であること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）および JISC 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第 2 部：LED モジュールおよび LED ライトエンジン）に規定する光源色および演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命および同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。</p> <p>なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間または、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。</p>
------	----------	---

道路照明	LED 道路照明	表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力			
		区分	設計条件タイプ	標準皮相電力	
連続照明	a	2車線	路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	b	2車線	路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線	路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA	
	d	3車線	路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線	路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA	
	f	2車線	路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA	
	g	2車線	路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線	路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	i	3車線	路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線	路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り		70 VA	
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し			
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx		20 VA	
	—	平均路面照度 10 lx		40 VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用		125 VA
			交差点隅切り部用		120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用		95 VA
			交差点隅切り部用		95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用		70 VA
			交差点隅切り部用		70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用		125 VA
			交差点隅切り部用		120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用		95 VA
			交差点隅切り部用		95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用		125 VA
			交差点隅切り部用		120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用		95 VA
			交差点隅切り部用		95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA	
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA	
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用		125 VA
			交差点隅切り部用		120 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用		95 VA
			交差点隅切り部用		95 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用		70 VA	
		交差点隅切り部用		70 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA		
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA		
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA		
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA		
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA		
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA		

道路照明	LED 道路照明	<p>備考)</p> <p>1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。</p> <p>2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。</p> <p>3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。</p> <p>表 2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力</p> <table border="1" data-bbox="539 600 1412 1912"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 600 683 651">区分</th> <th colspan="2" data-bbox="683 600 1214 651">設計条件タイプ</th> <th data-bbox="1214 600 1412 651">標準皮相電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 651 683 1525" rowspan="9">一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)</td> <td data-bbox="683 651 852 748">x (1/2 低減)</td> <td data-bbox="852 651 1214 748">設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 651 1412 748">40 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 748 852 844">z (1/2 低減)</td> <td data-bbox="852 748 1214 844">設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 748 1412 844">50 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 844 852 940">bb (1/2 低減)</td> <td data-bbox="852 844 1214 940">設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 844 1412 940">65 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 940 852 1037">x</td> <td data-bbox="852 940 1214 1037">設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 940 1412 1037">65 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1037 852 1133">y</td> <td data-bbox="852 1037 1214 1133">設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m²) 向合せ</td> <td data-bbox="1214 1037 1412 1133">40 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1133 852 1229">z</td> <td data-bbox="852 1133 1214 1229">設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 1133 1412 1229">75 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1229 852 1326">aa</td> <td data-bbox="852 1229 1214 1326">設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m²) 向合せ</td> <td data-bbox="1214 1229 1412 1326">50 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1326 852 1422">bb</td> <td data-bbox="852 1326 1214 1422">設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 1326 1412 1422">95 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1422 852 1525">cc</td> <td data-bbox="852 1422 1214 1525">設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m²) 向合せ</td> <td data-bbox="1214 1422 1412 1525">65 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1525 683 1720" rowspan="2">高速自動車国道等</td> <td data-bbox="683 1525 852 1621">dd</td> <td data-bbox="852 1525 1214 1621">設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 1525 1412 1621">95 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1621 852 1720">ee</td> <td data-bbox="852 1621 1214 1720">設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m²) 向合せ</td> <td data-bbox="1214 1621 1412 1720">65 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1720 683 1912" rowspan="2">高速自動車国道等</td> <td data-bbox="683 1720 852 1816">ff</td> <td data-bbox="852 1720 1214 1816">設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 千鳥</td> <td data-bbox="1214 1720 1412 1816">125 VA</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1816 852 1912">gg</td> <td data-bbox="852 1816 1214 1912">設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m²) 向合せ</td> <td data-bbox="1214 1816 1412 1912">95 VA</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考)</p> <p>1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。</p>	区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA	高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA	高速自動車国道等	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA
区分	設計条件タイプ		標準皮相電力																																													
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA																																													
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA																																													
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA																																													
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA																																													
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA																																													
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA																																													
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA																																													
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA																																													
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA																																													
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA																																													
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA																																													
高速自動車国道等	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA																																													
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA																																													

道路照明	LED 道路照明	<p>2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。</p> <p>表3 トンネル照明器具（入口照明）の標準皮相電力</p> <table border="1" data-bbox="539 344 975 739"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>標準皮相電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NH 70W 相当</td> <td>50 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 110W 相当</td> <td>75 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 150W 相当</td> <td>105 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 180W 相当</td> <td>160 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 220W 相当</td> <td>205 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 270W 相当</td> <td>250 VA</td> </tr> <tr> <td>NH 360W 相当</td> <td>290 VA</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当のLED トンネル照明器具をさす。</p>	種 別	標準皮相電力	NH 70W 相当	50 VA	NH 110W 相当	75 VA	NH 150W 相当	105 VA	NH 180W 相当	160 VA	NH 220W 相当	205 VA	NH 270W 相当	250 VA	NH 360W 相当	290 VA
種 別	標準皮相電力																	
NH 70W 相当	50 VA																	
NH 110W 相当	75 VA																	
NH 150W 相当	105 VA																	
NH 180W 相当	160 VA																	
NH 220W 相当	205 VA																	
NH 270W 相当	250 VA																	
NH 360W 相当	290 VA																	
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部もしくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材もしくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）</p> <p>2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。</p>																
タイル	セラミックタイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p>																

		<p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品または使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものであるにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に関する規定に従い、製品または使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものであるにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="507 537 1385 1568"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石および窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化または熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石および窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色および茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化または熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。 																									

		<p>【配慮事項】</p> <p>○サッシの枠、障子の枠およびガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、または断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 21 条第 2 号および第 3 号に定めるサッシおよび複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p> <p>備考)</p> <p>「熱損失防止性能」の定義および測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 234 号）、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」（平成 26 年経済産業省告示第 235 号）による。</p>
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材または小径木であること、かつ、間伐材は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②原則として、びわ湖材（産地証明付県産材）であること。なお、「びわ湖材産地証明制度」により証明された木材は本基準を満たす。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木の体積比割合が 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p>

		<p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <hr/> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」および「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。</p> <p>2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的または需給上の制約がある場合とする。</p> <p>3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。</p> <p>4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、「びわ湖材産地証明制度」により証明された木材は本基準を満たす。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p>
フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L</p>

		<p>以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。</p> <p>2 判断の基準の②は、機能的または需給上の制約がある場合とする。</p> <p>3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。</p> <p>4 フローリングの原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。</p> <p>ア 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>イ 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、「びわ湖材産地証明制度」により証明された木材は本基準を満たす。</p> <p>ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」および、配慮事項①にある「（基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考 4 のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。</p>
再生木質 ボード	パーティク ルボード 繊維板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること（こ</p>

	<p>の場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済 梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

	<p>備考)</p> <p>1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A1460 による。</p> <p>2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。</p> <p>4 「パーティクルボード」および「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 および A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。</p>	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で 60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が 100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有および溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。</p> <p>2 判断の基準①②および③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。</p> <p>3 判断の基準①③および④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 および R90 は本基準を満たす。</p>
ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15%以上使用されていること。</p>

		<p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p> <p>備考)</p> <p>JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。</p>
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②ハイドロフルオロカーボン (いわゆる代替フロン) が使用されていないこと。</p> <p>③再生資源を使用しているかまたは使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種および硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。</p> <p>2 「熱損失防止性能」の定義・測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成 25 年経済産業省告示第 270 号)による。</p> <p>3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のをいう。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能な LED 照明器具およびそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御および外光 (昼光) 利用制御の機能を有していること。</p>

変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p> <p>備考)</p> <p>本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p>
-----	-----	---

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のものまたは500kVAを超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のものまたは2000kVAを超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流および三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が100V未満のものまたは600Vを超えるもの
- ⑩風冷式または水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種別	区分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三相	50Hz	500kVA以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA以下	$E=22.3S^{0.674}$
			500kVA超	$E=19.4S^{0.737}$

備考)

- 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
- 3 EおよびSは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：W）

S：定格容量（単位：kVA）

- 4 表の規定は、JIS C 4304 および C 4306 ならびに日本電気工業会規格 1500 および 1501 に規定する準標準仕様状態で使用しないものについて準用す

		<p>るこの場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。</p> <p>5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」および JIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」による。</p>								
空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>①冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。</p> <p>②冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。</p> <p>2 吸収冷温水機の成績係数および期間成績係数の算出方法は、JISB8622 による。</p> <p>表 1 冷房の成績係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍能力が 352kW 未満</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 冷房の期間成績係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍能力が 352kW 以上</td> <td>1.45</td> </tr> </tbody> </table>	区分	成績係数	冷凍能力が 352kW 未満	1.2	区分	期間成績係数	冷凍能力が 352kW 以上	1.45
区分	成績係数									
冷凍能力が 352kW 未満	1.2									
区分	期間成績係数									
冷凍能力が 352kW 以上	1.45									
	氷蓄熱式空調機器	<p>【判断の基準】</p> <p>①氷蓄熱槽を有していること。</p> <p>②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>③冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニットまたは氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。</p> <p>2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。</p> <p>3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。</p> <p>①氷蓄熱ユニット</p> $\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kw}\cdot\text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kw}\cdot\text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kw}\cdot\text{h)}}$								

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

成績係数 = 日量蓄熱利用冷房効率

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当り平均負荷率（時間当りのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件

単位：℃

		室内側人口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷房	35	—
	定格冷房蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

1 1 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力および別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

【判断の基準】

- ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
- ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。
- 2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627 による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上

送風機

【判断の基準】

- プレミアム効率のモーターが使用されていること。

備考)

- 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ) で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用および換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式および排煙機は除く。

ポンプ

【判断の基準】

- プレミアム効率のモータが使用されていること。

		<p>備考)</p> <p>1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモータ）で規定される低圧トッランナーモータとする。</p> <p>2 適用範囲は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。</p>											
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<p>【判断の基準】</p> <p>○排水用または通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p> <p>備考)</p> <p>1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の配水管・通気管および屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管において適用する。</p> <p>2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。</p> <p>3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。</p> <p>4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3. a)4)、JIS K 9798 の 3. a)4)及び AS 58 の 3. 1 による。</p> <p>表 リサイクル材料使用率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管の区分</th> <th>管の種類</th> <th>使用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三層管</td> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>単層管</td> <td>排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	管の区分	管の種類	使用率	三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%	単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%
管の区分	管の種類	使用率											
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%											
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%											
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%											
衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧 0. 1MPa 以上、0. 7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有してい</p>											

		<p>ること。</p> <p>②自動水栓（AC100V タイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ．水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p>			
	自動洗浄装置およびその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>			
	大便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p>			
	<p>備考)</p> <p>1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。</p> <p>2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。</p> <p>5 大便器のうち、高座面形および和風便器は、対象外とする。</p> <p>6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。</p>				
コンクリート	再生材料を使用した型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性および経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

	<p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠および化粧型枠は本品目の対象外とする。 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部もしくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材もしくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木等の体積比割合 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採にあたって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。 ②木質系材料にあつては、再生資源および間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。 <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本項の判断の基準②は、機能的または需給上の制約がある場合とする。 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性および持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3アおよびイに示す内容が表示されていることを確認すること。 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠したものとする。 <p>なお、「びわ湖材産地証明制度」により証明された木材は本基準を満たす。</p> <p>ア 本項の判断の基準の①または②の手続が適切になされた原木を使用していること示す文言または認証マーク</p> <p>イ 認定・認証番号、認定団体名等</p> <p>なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、</p>

	<p>コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装またはオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。</p> <p>また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記アおよびイを板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。</p>
--	---

表3 【建設機械】

品目名	判断の基準等					
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】					
	○別表1および別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分および黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値またはこれより優れるものであること。					
	別表1 トンネル工専用建設機械					
	機種		摘要			
	バックホウ		ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、大型ブレーカを装着したものを含む			
	ホイールローダ・クローラローダ		ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下			
	ダンプトラック		ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	トラックミキサ		ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 560kW 以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	別表2 一般工専用建設機械					
	機種		摘要			
バックホウ		ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下				
ホイールローダ		ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下				
ブルドーザ		ディーゼルエンジン出力 8kW 以上 560kW 以下				
第2次基準値						
対象物質 (単位)		HC	NOx	CO	PM	黒煙
		(g/kW・h)	(g/kW・h)	(g/kW・h)	(g/kW・h)	(%)
出力区分		1.5	9	5	0.8	40
8kW 以上 19kW 未満		1.5	8	5	0.8	40
19kW 以上 37kW 未満		1.3	7	5	0.4	40
37kW 以上 75kW 未満		1	6	5	0.3	40
75kW 以上 130kW 未満		1	6	3.5	0.2	40
130 kW 以上 560kW 以下		1	6	3.5	0.2	40
1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第247号)による。						
2 トンネル工専用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。						

○別表3および別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分および黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値またはこれより優れるものであること。

別表3 トンネル工事中用建設機械

機種	摘要
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力 30kW 以上 260kW 以下 (40.8PS 以上 353PS 以下)

別表4 一般工事中用建設機械

機種	摘要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式 (溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、基礎工事中用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下 (10.2PS 以上 353PS 以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

出力区分	対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
	7.5kW 以上 15kW 未満		2.4	12.4	5.7
15kW 以上 30kW 未満		1.9	10.5	5.7	50
30kW 以上 272kW 以下		1.3	9.2	5	50

1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第247号)による。

2 トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。

低騒音
型建設
機械

【判断の基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表5掲げる値以下のものであること。

別表5

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	105
	$103 \leq P$	105
バックホウ	$P < 55$	99
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	106
	$206 \leq P$	106
ドラグライン クラムシエル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
トラクターショベル	$P < 55$	102
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	103
	$103 \leq P < 206$	107
	$206 \leq P$	107
バイブロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	$P < 55$	98
	$55 \leq P < 103$	102
	$103 \leq P$	104
アースオーガー	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
オールケーシング掘削機	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P < 206$	105
	$206 \leq P$	107
アースドリル	$P < 55$	100
	$55 \leq P < 103$	104
	$103 \leq P$	107
さく岩機 (コンクリートブレイカー)		106

	ロードローラー	P < 55	1 0 1
	タイヤローラー	55 ≤ P	1 0 4
	振動ローラー		
	コンクリートポンプ (車)	P < 55	1 0 0
		55 ≤ P < 103	1 0 3
		103 ≤ P	1 0 7
	コンクリート圧砕機	P < 55	9 9
		55 ≤ P < 103	1 0 3
103 ≤ P < 206		1 0 6	
206 ≤ P		1 0 7	
アスファルトフィニッシャー	P < 55	1 0 1	
	55 ≤ P < 103	1 0 5	
	103 ≤ P	1 0 7	
コンクリートカッター		1 0 6	
空気圧縮機	P < 55	1 0 1	
	55 ≤ P	1 0 5	
発動発電機	P < 55	9 8	
	55 ≤ P	1 0 2	

表4 【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。</p>
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有および溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）および「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリートまたは骨材に再生処理する工法であること。</p>
舗装（表層）	路上表層再生工法	<p>【判断の基準】</p> <p>○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置または当該現場付近で表層を再生する工法であること。</p>

		備考) アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。 備考) アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するものとする。
法面緑化工法	伐採材または建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材および建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で 70%以上を占めること。
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用またはセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。 備考) 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表5 【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。 備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
舗装	透水性舗装	【判断の基準】 ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
屋上緑化	屋上緑化	【判断の基準】 ①植物の健全な生育および生育基盤を有するものであること。

		<p>②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水および排水機能が適切に確保された構造であること。</p> <p>備考)</p> <p>建物の屋上等において設置するものとする。</p>
--	--	---

(2) 調達目標

事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、上記品目を使用した公共工事の積極的な調達を推進します。

4 役務

4-1 食堂

(1) 品目および判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂であっては、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none">①生ごみを減容および減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。②繰り返し利用できる食器が使われていること。③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合または代替する手段がない場合はこの限りではない。④食品廃棄物の発生量の把握ならびに発生抑制および再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していることまたは目標年に目標値を達成する計画を策定すること。⑦提供する飲食物の量を調整可能とすることまたは消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none">①生ごみ処理機による処理後の生成物は肥料化、飼料化またはエネルギー化等再生利用されるものであること。②生分解性の生ごみ処理袋または水切りネットを用いる場合は、生ごみと一緒にコンポスト処理されること。③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。④食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物およびそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。⑤食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。⑥修繕することにより再使用可能な食器、または再生材料が使用された食器が使われていること。
----	---

- ⑦食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。
- ⑧再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。
- ⑨食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。

備考)

- 1 会議等において提供される飲物等を庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。
- 2 判断の基準④および⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。
- 3 判断の基準④および⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 4 判断の基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であることまたは当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 5 判断の基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 6 判断の基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
- 7 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することおよび地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。
- 8 配慮事項④の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

(2) 調達目標

庁舎または敷地内において委託契約等により営業している食堂については、生ごみ等の発生の抑制、廃食油の再生利用、減容・減量、食品ロスの削減、ワンウェイのプラスチック製容器等の使用削減等について適正な取組が行われるよう要請します。

4-2 庁舎等において営業を行う小売業務

(1) 品目および判断の基準等

庁舎等 におい て営業 を行う 小売業 務	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎または敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>②消費者のワンウェイ製品および容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握ならびに発生抑制および再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していることまたは目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p> <p>⑥プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、国の基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」にかかる判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>
--------------------------------------	---

備考)

- 1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。
- 3 判断の基準③および配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。
- 4 判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 5 判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。
- 6 判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であることまたは当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 7 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に、販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。
- 8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。
- 9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。
- 10 判断の基準⑤アおよび配慮事項③の「植物を原料とするプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占める植物を原料とするプラスチックに含まれる植物由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。
- 11 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの -0.001mm から $+0.002\text{mm}$ の範囲とする。

	<p>1 2 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。</p> <p>1 3 判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年 12 月 25 日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。</p>
--	---

(2) 調達目標

県庁舎で経営している売店に対して、ワンウェイのプラスチック製品および容器包装の廃棄物の排出抑制、食品ロスの削減等の適正な取組が行われるよう要請します。

☆5 農産物

(1) 品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
米・大豆・野菜・果樹・茶およびその加工食品	<p>【判断の基準】</p> <p>○化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の栽培の 5 割以下に削減するとともに、琵琶湖・周辺環境への負荷を削減する技術で生産され、「環境こだわり農産物」として滋賀県から認証されていること。</p> <p>○環境こだわり農産物を加工した食品について、滋賀県からマーク表示の承認を受けていること。</p>

(2) 調達目標

当面は設定しません。

☆6 農業用資材

(1) 品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
農業用プラスチック資材等	<p>【判断の基準】</p> <p>○原材料に再生資材等を使う等、よりリサイクルが促進されるもの。</p> <p>○使用段階での環境改善効果がより大きいもの（省エネ型資材等）</p> <p>○廃棄段階での環境負荷がより少ないもの（生分解性プラスチック等）</p>

(2) 調達目標

当面は設定しません。

☆7 公共工事用資材

(1) 品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
コンクリート2次製品、再生路盤材、再生砂、法面緑化材、廃材利用の堆肥、Asルーフィング、カーペット、カーテン、障子紙等	【判断の基準】 ○原材料に再生資材等を使う等、よりリサイクルが促進されるもの (下水汚泥溶融スラグ、浚渫底土、間伐材等、焼却灰、廃タイヤ、ペットボトル、ガラスカレット、廃材等を使用している資材)
単位水量を小さくしたコンクリート2次製品等	【判断の基準】 ○製造工程の環境負荷がより少ないもの (エネルギーや水等の消費量がより少ない行程で製造される資材)
省エネ型照明具、耐候性鋼材、メンテナンスフリー型製品等	【判断の基準】 ○使用段階での環境改善効果がより大きいもの (省エネ型資機材、長寿命製品、維持管理時に環境負荷の少ないもの等)
生分解性プラスチック利用の法面緑化材等、粗朶、エコマテリアル電線、空調設備用の金網、一般的なコンクリート、アスファルト製品等	【判断の基準】 ○廃棄段階での環境負荷がより少ないもの (生分解性プラスチック、自然素材等を原料とし、機能発揮後は自然界に戻るものや、廃棄段階で環境負荷がより少ないものあるいは再資源化の体制が整っているもの)

(2) 調達目標

当面は設定しません。

☆8 物品

(1) 品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等
バイオ燃料	【判断の基準】 ○廃食油を精製したバイオ・ディーゼル燃料であること。
ヨシ紙	【判断の基準】 ○琵琶湖のヨシを使用した紙であること。
びわ湖材を用いた製品	【判断の基準】 ○びわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材とその加工品を使用した木製品であること。

(2) 調達目標

当面は設定しません。

☆9 役務

(1) 品目および判断の基準等

品目名	判断の基準等																																																						
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>○次の基準を満たす事業者のみ応札できることとする。</p> <p>1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。</p> <p>2 次表の基本項目の①②③④の合計の点数が70点以上であること。</p> <p>※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。</p> <table border="1" data-bbox="316 869 1345 2000"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 869 379 920">基本項目</th> <th data-bbox="386 869 922 920">数値等の区分</th> <th data-bbox="928 869 1345 920">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 929 379 1413" rowspan="10">①</td> <td data-bbox="386 929 922 972">1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [kg-CO₂/kWh]</td> <td data-bbox="928 929 1345 972">0.400 未満</td> <td data-bbox="1214 929 1345 972">60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 981 922 1023">0.400 以上 0.425 未満</td> <td data-bbox="1214 981 1345 1023">55</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1032 922 1075">0.425 以上 0.450 未満</td> <td data-bbox="1214 1032 1345 1075">50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1084 922 1126">0.450 以上 0.475 未満</td> <td data-bbox="1214 1084 1345 1126">45</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1135 922 1178">0.475 以上 0.500 未満</td> <td data-bbox="1214 1135 1345 1178">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1187 922 1229">0.500 以上 0.525 未満</td> <td data-bbox="1214 1187 1345 1229">35</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1238 922 1281">0.525 以上 0.550 未満</td> <td data-bbox="1214 1238 1345 1281">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1290 922 1332">0.550 以上 0.575 未満</td> <td data-bbox="1214 1290 1345 1332">25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1341 922 1384">0.575 以上 0.600 未満</td> <td data-bbox="1214 1341 1345 1384">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1393 922 1413">0.600 以上</td> <td data-bbox="1214 1393 1345 1413">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1422 379 1561" rowspan="3">②</td> <td data-bbox="386 1422 922 1464">未利用エネルギーの活用状況</td> <td data-bbox="928 1422 1345 1464">1.35%以上</td> <td data-bbox="1214 1422 1345 1464">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1473 922 1516">0%超 1.35%未満</td> <td data-bbox="1214 1473 1345 1516">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1525 922 1561">活用していない</td> <td data-bbox="1214 1525 1345 1561">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1570 379 1807" rowspan="5">③</td> <td data-bbox="386 1570 922 1612">再生可能エネルギー導入状況</td> <td data-bbox="928 1570 1345 1612">10%以上</td> <td data-bbox="1214 1570 1345 1612">25</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1621 922 1664">7.5%以上 10%未満</td> <td data-bbox="1214 1621 1345 1664">20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1673 922 1715">2.5%以上 7.5%未満</td> <td data-bbox="1214 1673 1345 1715">15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1724 922 1767">0%超 2.5%未満</td> <td data-bbox="1214 1724 1345 1767">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1776 922 1807">活用していない</td> <td data-bbox="1214 1776 1345 1807">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1816 379 2000" rowspan="2">④</td> <td data-bbox="386 1816 922 1859">・需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組</td> <td data-bbox="928 1816 1345 1859">取り組んでいる</td> <td data-bbox="1214 1816 1345 1859">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1868 922 2000">・地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組</td> <td data-bbox="928 1868 1345 2000">取り組んでいない</td> <td data-bbox="1214 1868 1345 2000">0</td> </tr> </tbody> </table>			基本項目	数値等の区分	点数	①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [kg-CO ₂ /kWh]	0.400 未満	60	0.400 以上 0.425 未満	55	0.425 以上 0.450 未満	50	0.450 以上 0.475 未満	45	0.475 以上 0.500 未満	40	0.500 以上 0.525 未満	35	0.525 以上 0.550 未満	30	0.550 以上 0.575 未満	25	0.575 以上 0.600 未満	20	0.600 以上	0	②	未利用エネルギーの活用状況	1.35%以上	15	0%超 1.35%未満	10	活用していない	0	③	再生可能エネルギー導入状況	10%以上	25	7.5%以上 10%未満	20	2.5%以上 7.5%未満	15	0%超 2.5%未満	10	活用していない	0	④	・需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組	取り組んでいる	5	・地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組	取り組んでいない	0
基本項目	数値等の区分	点数																																																					
①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [kg-CO ₂ /kWh]	0.400 未満	60																																																				
	0.400 以上 0.425 未満	55																																																					
	0.425 以上 0.450 未満	50																																																					
	0.450 以上 0.475 未満	45																																																					
	0.475 以上 0.500 未満	40																																																					
	0.500 以上 0.525 未満	35																																																					
	0.525 以上 0.550 未満	30																																																					
	0.550 以上 0.575 未満	25																																																					
	0.575 以上 0.600 未満	20																																																					
	0.600 以上	0																																																					
②	未利用エネルギーの活用状況	1.35%以上	15																																																				
	0%超 1.35%未満	10																																																					
	活用していない	0																																																					
③	再生可能エネルギー導入状況	10%以上	25																																																				
	7.5%以上 10%未満	20																																																					
	2.5%以上 7.5%未満	15																																																					
	0%超 2.5%未満	10																																																					
	活用していない	0																																																					
④	・需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組	取り組んでいる	5																																																				
	・地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組	取り組んでいない	0																																																				

各基本項目の①②③の算出は次による。

① 「1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。(単位は kg-CO₂/kWh)

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。)に基づき環境大臣および経済産業大臣によって公告日時点で公表されている小売電気事業者ごとに公表されたの調整後二酸化炭素排出係数の最新値

イ 予定使用電力量 1kWh 当たりの、県に無償譲渡できるグリーン電力証書の電力量の割合(単位は%)

(算定方式)

1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数[kg-CO₂/kWh]

$$\begin{aligned} & \text{ア} \times (100 - \text{イ}) \\ = & \frac{\quad}{100} \times 1,000 \end{aligned}$$

② 「未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。(単位は%)

ア 未利用エネルギーによる発電電力量

(他小売電気事業者への販売分は含まない)(送電端 単位は kWh)

イ 供給電力量(他小売電気事業者への販売分は含まない)

(需要端 単位は kWh)

(算定方式)

$$\begin{aligned} & \text{ア} \\ \text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = & \frac{\quad}{\text{イ}} \times 100 \end{aligned}$$

ウ アの「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他者電力購入に係る活用分を含み、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。)をいう。

(ア) 工場等の廃熱または排圧

(イ) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)第 2 条第 4 項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

(ウ) 高炉ガスまたは副生ガス

エ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出すること。

(ア) 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(イ) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量および当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③ 再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。(単位は%)

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量。(送電端 単位は(kWh))

イ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(単位は(kWh))

ウ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(単位は(kWh))

エ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気にかかる非化石証書の量(kWh)

オ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

カ 供給電力量(需要端 単位はkWh)

(算定方法)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ}}{\text{カ}} \times 100$$

キ 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備によって発電された電気であって、太陽光、風力、水力(発電出力30,000kW未満で揚水発電を除く)、地熱およびバイオマスを用いて発電された電気とする。

④需要家に対する省エネルギーに関する情報提供・簡易的なデマンド・レスポンスの取組のほか、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組について評価する。具体的な評価内容の例としては以下の通り。

ア 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。

イ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。

ウ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。

エ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

<p>自動車専用タイヤ 更生</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>②再生することなく再溝切り（リグループ）が可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラックおよびバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」および「建設車両用タイヤ」とする。</p> <p>2 JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。</p>
<p>自動車整備</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認および清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）またはリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗または劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認および清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合にあつては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア 大気汚染物質（炭化水素および一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p> なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器および一酸化炭素測定器による炭化水素および一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ エンジン洗浄の実施直後および法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p>

③自動車整備にあたって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。

④製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。

2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車および軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。

3 部品の種類により、商品のないものまたは適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。

4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器および一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。

5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車および軽自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素 (CO)	炭化水素 (HC)
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

庁舎管理

【判断の基準】

①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。

②次のアからエに係る設備の管理、計測および記録、保守および点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。

ア 空気調和設備、換気設備

イ ボイラー設備、給湯設備

ウ 照明設備、昇降機、動力設備

エ 受変電設備

- ③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況および対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。
- ④常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量および廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比または前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量および排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- ア エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析およびその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。
- イ 水の使用量が増加した場合は、その要因分析およびその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。
- ウ 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析およびその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。
- ⑤常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量および廃棄物の排出量が前月比または前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量および排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。
- ⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。
- ⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化および把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。
- ⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。

【配慮事項】

- ①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。
- ②エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成 25 年経済産業省告示第 271 号）を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
- ③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。
- ④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価にあたっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。
- ⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。

⑥庁舎管理において使用する物品の調達にあたっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

備考)

- 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視および日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。
- 2 判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。
- 3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における「庁舎管理」別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。
- 4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における「庁舎管理」別表2を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者または来庁者をいう。
- 6 判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
- 7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「☆9 役務」の「省エネルギー診断」をいう。
- 8 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「☆10 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
- 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
- 11 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
 - ア 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、適切な対応が図られるよう努めること。
 - イ 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

<p>植栽管理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②病虫害予防として、適切な剪定や刈り込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数および量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）および使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>④作業の実施上の責任者は、「農薬アドバイザー」や「農薬安全管理指導士」、「緑の安全管理士」、技術士（農業部門。植物保護等）等の農薬取扱いに係る認定・資格を有していることが望ましい。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥にあたっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。</p> <p>④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。</p> <p>⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用または再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。</p> <p>2 判断の基準②の「総合的病虫害・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。</p> <p>3 判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。</p> <p>4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。</p>
-------------	---

	<p>※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 301B（CO2 発生試験） ・ 301C（修正 MITI（I）試験） ・ 301F（Manometric Respirometry 試験） <p>※ASTM（アメリカ材料試験協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法） ・ D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）
加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>イ 洗面所の手洗い洗剤として石けん液または石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油または動植物油脂を原料とした石けん液または石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあつては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であつた場合や排出量が前月比または前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>オ 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>カ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p>

②エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること。

【配慮事項】

- ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減または適正量の使用に配慮されていること。
- ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。
- ⑤清掃にあたって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。
- ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- ⑦清掃において使用する物品の調達にあたっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

備考)

- 1 判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液または石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。
- 2 判断の基準①エの紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1および2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたリサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。
- 3 判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度指針値に基づくものとする。
- 4 判断の基準①カの「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。
- 6 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤および床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 7 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の対象となる物質をいう。
- 8 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表1 古紙の分別方法（例）

分類	品目
----	----

新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ、雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA用紙	コピー用紙およびそれに準ずるもの
リサイクル 対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考) 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙
	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

<p>タイルカーペット 洗浄</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①洗浄に使用する機器の消費電力量が 0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>②洗浄に使用する水量が 40L/m²以下であること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。</p> <p>④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が 5 ポイント以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減または適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>④洗浄にあたって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場または事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引もしくは脱水することをいう。</p> <p>2 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。</p> <p>3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。</p>
<p>機密文書 処理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法および処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じたうえで、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ 破砕処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>②紙（印刷・情報用紙および衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。</p> <p>④可能な限り電動車等または低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p> <p>備考)</p> <p>1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限</p>

	<p>り機密文書として排出する量の削減に努めること。</p> <p>2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 判断の基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は 10mm×50mm 以上）。</p> <p>イ 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は 5mm 以上）。</p> <p>ウ 本項の「清掃」に示した別表 1 を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表 2 に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。</p> <p>3 判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎等の処理を事業者へ委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りではない。</p> <p>4 配慮事項④の「電動車等または低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。</p>
害虫防除	<p>【判断の基準】</p> <p>①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②殺そ剤および殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤殺そ剤または殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）において製造販売の承認を得た医薬品または医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p> <p>備考)</p> <p>判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。</p>

<p>輸配送</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、または第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 7 号）および「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成 26 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化および電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②電動車等または低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等または低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。</p> <p>④輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑧販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用を努めていること。</p> <p>⑩事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑪契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑫自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号）の対策地域を走行する輸配送にあつては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>
------------	--

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）およびメール便をいう。
 - 1) 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書をいう。
 - 2) 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送またはこれに準ずる貨物の運送および利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれかまたはこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量 30kg 以下の一口一個の貨物をいう。
 - 3) 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一口一冊の貨物をいう。
- 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングストップはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 5 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。
- 7 判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
 - ア エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

- イ 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- エ 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。
- 9 配慮事項②の「電動自動車または低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。
- 10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

別表

車輛のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備事業者に依頼するにあたっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連)
<input checked="" type="checkbox"/>	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連)
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

	<p>■ エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(燃料装置関連)</p> <p>□ 燃料装置のオーバーホールや交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(排出ガス減少装置関連)</p> <p>■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>(その他)</p> <p>■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。</p> <p>□ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>□ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>□ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>□ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>注：「■」は車両の点検・整備にあたって必ず実施すべき項目 「□」は車両の点検・整備にあたって実施するよう努めるべき項目</p>	
<p>旅客輸送</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤旅客輸送効率の向上のための措置または空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、または第三者により客観的</p>	

な立場から審査されていること。

【配慮事項】

- ①エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 6 号）および「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成 26 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化および電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。
- ②電動車等または低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等または低燃費・低公害車による旅客配送が実施されていること。
- ③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。
- ④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。
- ⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。
- ⑥GPS-AVM システムの導入による効率的な配車に努めていること。

備考)

- 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）をいう。
（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングストップはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。
ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること。
ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施している

ことをいう。

5 判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」および「空車走行距離の削減ための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

一般貸切旅客自動車にあつては次の要件アおよびイを満たすことをいう。

ア エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前を選択し、運転者に周知していること。

イ 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。

一般乗用旅客自動車にあつては次の要件ウを満たすことをいう。

ウ 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。

6 配慮事項②の「電動車または低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。

7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律77号）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。

別表

車輛のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	(エア・クリーナ・エレメント関連)
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換にあつては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	(エンジンオイル関連)

	<ul style="list-style-type: none"> ■ エンジンオイルの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 ■ エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>(燃料装置関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> □ ディーゼル車にあたっては、燃料装置のオーバーホールや交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>(排出ガス減少装置関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ディーゼル車にあたっては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。 □ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 □ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。 <p>注：「■」は車両の点検・整備にあたって必ず実施すべき項目 「□」は車両の点検・整備にあたって実施するよう努めるべき項目</p>
省エネルギー診断	<p>【判断の基準】</p> <p>○表 1 に掲げる技術資格を有する者またはこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況ならびにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表 2 の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修および運用改善ならびにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。</p>

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表 1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表 2

過去 3 年間程度のエネルギー消費実績および光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績または推計および推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計および推計根拠
運用改善項目およびそれらに伴う省エネルギー量の推計および推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額およびその投資額に関する推定根拠

クリー
ニング

【判断の基準】

- ① ドレンの回収および再利用により、省エネルギーおよび水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。
- ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。
- ③ ハンガーの回収および再使用等の仕組みが構築されていること。
- ④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。

【配慮事項】

- ① 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。
- ② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。
- ③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用料の削減に努めていること。
- ④ 可能な限り電動車等または低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。
- ⑤ プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。
- ⑥ 包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。
- ⑦ プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものまたは再生プラスチックが使用されていること。
- ⑧ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。

備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。
- 2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。
（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングストップはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用も含む）等の取り組みを実施していること。
 - ウ エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断の基準③の「ハンガーの回収および再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア 回収が適切に行われるようユーザーに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示または提供されていること。
 - イ 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
 - ウ 回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「電動車等または低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「1 3 - 1 自動車」を対象とする。
- 9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA

	<p>専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。</p> <p>1 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。</p> <p>1 2 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。</p>
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア エネルギー消費効率が 1000kWh 以下であること。</p> <p>イ エネルギー消費効率達成率が 120%以上であること。</p> <p>②紙容器飲料自動販売機およびカップ式飲料自動販売機にあつては、表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと。</p> <p>③自動販売機本体の冷媒および断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④自動販売機本体は表 2 に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤自動販売機の照明には LED が使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収およびリサイクルを実施すること。</p> <p>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量およびエネルギー消費効率基準達成率ならびに冷媒（種類、地球温暖化係数および封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等にあたって電動車等または低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、国の基本方針「2.3. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>

⑦製品の包装または梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑧包装材等の回収および再使用または再生利用のためのシステムがあること。

備考)

1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機およびカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

①商品を常温または常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中または契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

4 判断の基準①および②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機および社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。

5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素およびハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等。

6 「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。

8 「特定の化学物質」とは、鉛およびその化合物、水銀およびその化合物、カドミウムおよびその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニルならびにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値）の含有率基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。判断の基準⑤における特定の化学物質の含有率基準値については、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。

10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数および場所ならびに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。

- 1 1 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。
- 1 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
- イ 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
- ウ マイカップ対応型自動販売機の設置にあたっては、設置場所および周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機またはホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798Va+414$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482Va+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482Va+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306Vb+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630Vb+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
ホットアンドコールド機		$E=0.401Vb+1261$	
カップ式飲料	—	$E=1020[T \leq 1500]$ $E=0.293T+580[T > 1500]$	

（備考）

- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵または温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵ま

たは温蔵して販売するためのものをいう。

4 E, V, Va, Vb および T は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : kWh/年)

V : 実庫内容積 (商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。) (単位 : L)

Va : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)

Vb : 調整庫内容積 (温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。) (単位 : L)

T : 調整熱容量 (湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値および貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値) (単位 : kJ)

5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示 289 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表 2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準	
リデュース (省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。	
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。	
	製品の長寿命化		オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
			製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
			修理・保守性への配慮をしていること。
消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。 設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。		
リユース (再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。	
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。	
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。	
リサイクル (再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。	
		プラスチックの種類の一貫化および材料表示を行っていること。	
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。	
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。	

引越輸送	<p>【判断の基準】</p> <p>①梱包および養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材および養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア エネルギーの使用の実態およびエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材および養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図る等の省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材および養生用資材には、再生材料または、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 7 号）および「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成 26 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化および電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ 電動車等または低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等または低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金收受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ 自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・</p>
------	---

ビル内移動、フロア内移動を含む。)に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務およびこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包および運送、管理等が必要となる品目は除く。

2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限および回数を定めるものとする。

3 判断の基準④および配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。

4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」(令和 2 年 1 月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングストップはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

6 判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

イ エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成(既存マニュアルの活用を含む)およびエコドライブの推進体制を整備していること。

ウ エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。

エ 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。

7 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。

8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。

9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部もしくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材もしくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。

11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

12 配慮事項④イの「電動車または低燃費・低公害車」とは、グリーン購入法に基づく国の

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。

1.3 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。

ア エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。

イ 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。

ウ 輸送量、地域の特性に応じた適正車種を選択をしていること。

1.4 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア 引越に伴い発生する廃棄物の収集もしくは運搬または処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村または一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1項及び第2条の3第1項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第9条第1項および第10条の3第1項に該当する者を含む）にそれぞれ収集もしくは運搬または処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集または運搬については委任状を交付した上で引越事業者依頼することも可能である。
- イ 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集もしくは運搬または処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集または運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者および処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地および処分方法を確認するとともに、最終処分される場合には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。
- ウ 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬および処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別表

車輛のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備事業者依頼するにあたっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。

	<p>■ フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。</p>	
	<p>【自主的な管理基準による点検・整備】</p>	
	<p>(エア・クリーナ・エレメント関連)</p>	
	<p>■ エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>(エンジンオイル関連)</p>	
	<p>■ エンジンオイルの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設し、実施していること。</p>	
	<p>■ エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準設定し、実施していること。</p>	
	<p>(燃料装置関連)</p>	
	<p>□ 燃料装置のオーバーホールや交換にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>(排出ガス減少装置関連)</p>	
	<p>■ 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検にあたっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>(その他)</p>	
	<p>■ タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。</p>	
	<p>□ トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>□ トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	
	<p>□ デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p>	

	<p>□ デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離または使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。</p> <p>注：「■」は車両の点検・整備にあたって必ず実施すべき項目 「□」は車両の点検・整備にあたって実施するよう努めるべき項目</p>
<p>会議運営</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○委託契約等により会議の運営を含む業務の実施にあたって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。</p> <p>①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③紙の資料および印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズおよびウォームビズ ウ. 筆記具等の持参</p> <p>⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ワンウェイのプラスチック製の製品および容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用することまたは容器包装の返却・回収が行われること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。</p> <p>③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車等または低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。</p> <p>④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品および容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること又は会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明した上で、持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。</p> <p>⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考)

- 1 「電動車等または低燃費・低公害車」とはグリーン購入法に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示される「13-1 自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングストップはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

印刷機能等提供業務	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機または拡張性のあるデジタルコピー機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタまたはプリンタ複合機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ. ファクシミリにあつては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあつては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあつては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用または材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用または再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であつて、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能またはプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙およびトナーまたはインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様および設置台数。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機および拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機または部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器または感光体を回収し、回収した部品の再使用または再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器または感光体の再使用または再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入または消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さおよび廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>備考)</p> <p>1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリおよびスキャナならびに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。</p> <p>2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジおよびインクカートリッジをいう。</p> <p>3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器</p>
-----------	---

	<p>の全部または一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。</p> <p>4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供および関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。</p> <p>ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務および導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務</p> <p>イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入および導入した当該機器の保守業務</p> <p>ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務および当該機器で使用する消耗品の供給業務</p> <p>5 判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。</p> <p>6 判断の基準④アおよびイの提案については、発注者および受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期または定期的に実施すること。</p> <p>7 判断の基準④アの「紙およびトナーまたはインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナーまたはインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。</p> <p>8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果および調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。</p> <p>9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器または感光体を供給した場合に適用する。</p> <p>10 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。</p>
--	--

(2) 調達目標

当面は設定しません。

☆10 設備

(1) 品目および判断の基準等

<p>太陽熱利用システム</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①日集熱効率が次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>②集熱器および周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理および部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者または排出事業者による回収および再使用または再生利用が可能であり、再使用または再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しないまたは可能な限り使用量を低減すること。</p> <p>備考)</p> <p>1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。</p> <p>2 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ日射量が20,000kJ/(m²・日)であるときの値をJIS A4112に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギーまたはソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。</p> <p>3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。</p> <p>ア 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。</p> <p>イ 調達にあたっては、集熱にかかる機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置にあたっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。</p> <p>ウ 太陽熱利用システムの導入にあたっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。</p> <p>エ 調達にあたっては、設置事業者には設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要な情報（製造事業者が有する情報を含む。）を、設置事業者を通じ把握すること。</p>
------------------	---

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのものおよび太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件(用いた日射量データ、集熱器および蓄熱槽の損失等)
	集熱効率40%が得られない条件および要因	影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
集熱器および周辺機器	廃棄	気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
		その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
		廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等)等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等)等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限等

燃料電池

【判断の基準】

○商用電源の代替として、燃料中の水素および空気中の酸素を結合させ、電気エネルギーまたは熱エネルギーを取り出すものであること。

【配慮事項】

○分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。

<p>エネルギー管理システム</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送および消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</p>
<p>生ごみ処理機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○バイオ式または乾燥式等の処理方法により生ごみの減容および減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③処理後の生成物は、肥料化、飼料化またはエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>
<p>節水器具</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①電気を使用しないこと。</p> <p>②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p><個別事項></p> <p>①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。</p> <p>②定流量弁にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。</p> <p>イ 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。</p> <p>③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。</p> <p>イ 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。</p> <p>イ 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表</p>

に示す数値以上であること。

ウ 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。

【配慮事項】

①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。

②使用用途における従前どおりの使用感であること。

備考)

1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであつて、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

3 「定流量弁」とは、弁の入口側または出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。

4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであつて、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。

5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。

6 「流量調整弁」とは、弁の入口側または出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであつて、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。

7 判断の基準<個別事項>①の吐水力の測定は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①節水コマ内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア ハンドルを 120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>イ 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>③泡沫機能付水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ 電気を使用しないこと。</p> <p>④時間止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 設定した時間に達すると自動的に止水すること。</p> <p>イ 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 40px;"> (設定時間－実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤定量止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 40px;"> (設定吐水量－実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>イ 電気を使用しないこと。</p> <p>⑥自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。</p> <p>イ 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分以下であること。</p> <p>ウ 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦自動水栓（AC100V タイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒以内であること。</p>
-----	---

イ 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/ 分以下であること。

⑧手元止水機構を有する水栓にあつては、次の要件を満たすこと。

ア 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。

イ ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水および止水操作だけができること。

⑨小流量吐水機構を有する水栓にあつては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあつては、0.6N 以上であること。

イ 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあつては、0.55N 以上であること。

⑩水優先吐水機構を有する水栓にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。

イ 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方 45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。

ウ 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。

【配慮事項】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考)

1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のもの内蔵した水栓をいう。

3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。

4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。

5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。

6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開

	<p>閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものと AC100V の電源又は乾電池を使用するものがある。</p> <p>7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあった場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）またははシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であって、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、またはは水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。</p> <p>8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓であって、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。</p> <p>9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。</p> <p>10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。</p> <p>11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。</p> <p>12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。</p> <p>13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5 回測定した平均とする。</p> <p>14 調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。</p>
日射調整フィルム	<p>【判断の基準】</p> <p>①日射調整フィルムにあたっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 遮蔽係数は 0.7 未満、かつ、可視光線透過率は 10%以上であること。</p> <p>イ 熱貫流率は $5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 未満であること。</p> <p>②低放射フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 可視光線透過率は 60%以上であること。</p> <p>イ 熱貫流率は $4.8\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であること。</p> <p>③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤上記①、③および④並びに②、③および④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、または第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p>

	<p>【配慮事項】</p> <p>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること</p>
--	---

備考)

- 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759 による。
- 4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
- 5 日射調整性能および低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759 に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²・K)の範囲であること。
- 6 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
- 7 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
 - ア ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有するもしくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
 - イ 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
 - ウ 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
 - エ 照明効率および採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用 ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <p>○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</p>
-----------------	---

備考)

- 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。
- 2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

Web 会議システム	<p>【判断の基準】</p> <p>①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。</p> <p>②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①Web 会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</p> <p>②オンライン名刺交換機能が導入できること。</p>
------------	---

備考)

- 1 「Web 会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。
- 2 Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

(2) 調達目標

当面は設定しません。